

# 院内感染対策指針

泉ヶ丘病院では、職員が安全に医療を提供し、患者様に安心して治療に専念して頂くために、医療関連感染発生予防の対策および発生した場合の感染制御対策を行っています。その為の基本的な取り組みを以下に記します。

## 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

- ・院内感染対策は、病院全体の重要課題と認識して取り組み、患者様及び職員を院内感染から防御し、医療の安全を確保し、患者様に信頼される医療サービスを提供することをめざしています。
- ・他の医療機関や行政機関と連携し、地域の感染対策推進に参画します。

## 2. 院内における感染対策のための組織及び体制

- ・感染対策に関する組織体制として、感染対策委員会、ICT（感染制御チーム）を設置しています。
- ・感染対策委員会は、院内感染対策に関する重要事項の意思決定機関で、毎月1回の委員会を開催するほか、必要時に応じて随時開催し、感染対策に関する事項を検討しています。
- ・入院中の患者様からの疫学情報や、感染対策チームの報告を検討、活用します。
- ・職員等に対し、院内感染防止対策の基本である流水による手洗いの励行、および、速乾消毒剤の使用を徹底させます。
- ・ICTは、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師から構成されており、医師を院内感染管理者としている感染制御チームです。感染対策委員会の下部組織として配置され、感染対策の実務を担当します。そして、感染対策の円滑な実施運用のために、ICTリンクナース(看護部感染対策委員)を置き、補佐しています。原則として、毎週1回定期的に院内を巡回し、院内感染防止策の実施状況の把握・指導を行います。

## 3. 院内感染対策に関する病院職員への教育・研修

- ・新入職員研修に加え、職員全体研修を年2回以上開催し、医療関連感染の現状把握、感染防止策等の最新情報や問題点の共有、感染対策の知識・技術の向上を図ります。
- ・院内感染対策推進のため、各種ガイドラインを参考に当院の実状にあった「院内感染対策マニュアル」を整備し、職員への周知徹底を図ります。

#### 4. 感染症の発生状況の報告に関する取り組み

- ・微生物の検出状況は、毎月開催される感染対策委員会に報告し、現状把握の上、対応策について検討し、感染対策の周知徹底を図ります。
- ・ICTが行う毎週のラウンドで感染対策の確認と、抗菌薬の適正使用を推進し、適宜指導、助言を行い感染拡大防止を図ります。

#### 5. 院内感染発生時の対応に関する取り組み

- ・院内感染の発生、または院内感染が疑われる場合には、ICTに報告の上、感染対策委員会に報告して適切に対応します。
- ・届出義務がある感染症患者発生時には、法律に基づき二州健康福祉センターに報告します。
- ・連携医療機関（市立敦賀病院）が開催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加します。必要に応じて、連携医療機関の担当者に相談して協力と支援を要請します。
- ・連携医療機関（市立敦賀病院）が主催する新興感染症発生等を想定した訓練に、年1回以上参加します。
- ・日本感染医学会施設内感染対策相談窓口（厚生省委託事業）へのFAX相談も活用します。

#### 6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する取り組み

- ・本指針は、感染対策の理解と協力を得るために、泉ヶ丘病院ホームページ等に掲載し、閲覧の推進に努めます。
- ・患者・家族等から閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。
- ・職員は、感染対策上の疑義がでた場合は、ICTに意見を求めることができます。

#### 7. その他

- ・職員に対し職業感染予防のため、必要に応じ予防接種を行います。

医療法人保仁会 病院長  
最終改訂日 令和7年6月20日